

栃木県農業振興地域整備基本方針

令和3(2021)年4月

目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	9
第 3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	12
第 4	農用地等の保全に関する事項	16
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	18
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	21
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	26
第 8	第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	28
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	30

農地については、平成 11 年 7 月に施行された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 4 条及び第 23 条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。

また、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）においては、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて需要に応じた生産を拡大することとされ、併せて、主要品目ごとの生産努力目標とともに、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積及び耕地利用率が示されたところである。

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この農業振興地域整備基本方針は、これらの考え及び国で定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が令和 2 年 12 月に変更されたことを踏まえ、農振法第 5 条の規定により、県における農業振興地域の指定及び市町村の定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の策定に関し、その基準及び基本となるべき事項についておおむね 10 年先を見通して定めるものである。

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積※の目標

ア 確保すべき農用地等の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の目標年は令和 12 年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

※「農用地等の面積」は、農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたもの

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

令和元年の農用地区域内の農地面積は 100,070 h a である。

ウ 基準年までのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少

農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成 27 年から令和元年までのすう勢）や荒廃農地の発生（平成 27 年から令和元年までのすう勢）のすう勢が引き続き令和 12 年まで継続した場合の農用地区域内の農地の減少は、1,610 h a を見込む。

エ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進

農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、農振法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入する。

また、農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進により農用地区域に編入する。

これらの対応により農用地区域に編入する農地面積は、440 h a を見込む。

オ 目標年までの荒廃農地の発生防止

農用地区域内農地については、農地中間管理機構を通じた認定農業者等の担い手への農地集積・集約化の加速化や農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保、その他の農業振興施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年までの荒廃農地の発生を防止することとし、荒廃農地の発生防止面積は、150 h a を見込む。

カ 目標年までの荒廃農地の解消

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消を図ることとし、荒廃農地の解消面積は、600 h a を見込む。

キ 本県において独自に考慮すべき事由

市町の振興に係る計画や都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等は、100 h a を見込む。

ク 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標

イからキに基づき令和 12 年において確保すべき農用地等の面積の目標は、99,550 h a とする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備

認定農業者や集落営農組織等への農地の集積・集約化を推進し、生産性の高い土地利用型農業や競争力を持つ土地利用型園芸産地づくりを進めるため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農地の畦畔除去等簡易な整備や暗渠排水の整備など地域のニーズに応じた生産基盤の整備を推進し、荒廃農地の解消や良好な営農条件を備えた優良農地の確保を図る。

また、農業用水の安定的な供給のため、耐用年数を迎える農業用排水施設（以下「用排水施設」という。）を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理や更新整備を推進する。

ウ 非農業的土地需要への対応

農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに市町村の振興計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、おおむね 5 年ごとに実施される農振法第 12 条の 2 の基礎調査を踏まえて行うことを原則とするなど、農用地利用計画の管理については、計画的に行うことが重要である。

また、農振法第 13 条第 2 項第 5 号に規定される事項については、県の直轄又は補助による農業生産基盤の整備が実施された区域内の土地についても同様の扱いとすることが適当である。

県及び市町村が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画を変更する際にも、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という観点（農振法第 16 条）から、農振法第 13 条第 2 項に規定される農用地区域の変更要件を満たすよう努める。

エ 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地については、農業上の利用を確保する観点から、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、交換分合制度を積極的に活用する。

オ 推進体制の確立等

市町村整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和など当該制度の円滑かつ適正な運用を図るため、庁内関係部局間の連絡体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落の代表者から必要に応じ幅広く意見を求める。

カ 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

市町村整備計画を策定・変更する場合は、市町村整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村住民からの意見書の提出の機会を付することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

キ その他県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県は、首都圏に位置しながら、平坦な農地から標高 1,200m を超える高冷地まで、地域の特徴を生かした多様な農業が展開されている。さらには、那珂川や鬼怒川、思川、渡良瀬川等の豊富な水資源に恵まれており、豊かな農地と水資源を生かした多彩で高品質な農産物の生産が可能となっている。

また、農業者は高い経営力と技術力を有しており、本県農業の競争力の更なる向上が期待されている。

更に、農産物生産だけでなく、自ら加工や販売に取り組むなど付加価値を高めた農業の展開や食品産業等と連携した「フードバレーとちぎ」の取組を推進するなど、多くの発展可能性を有している。

栃木県農業振興計画では、人口減少や経済のグローバル化の進展、感染症の発生など様々な状況変化に対応しながら、本県農業をより力強い成長産業へと発展させ、次の世代へつなげていくことを目指しており、このために基礎的な資源である農地を農用地区域として確保する。

2 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、関東地方の北部に位置する内陸県で、首都東京に 60～160 km と近接し、首都圏の一翼を担っている。南北に約 98 km、東西に約 84 km の楕円形をしており、県土面積は、関東地方の中で最も広大である。

地形的には、北部の那須連山、西部の日光連山、東部の八溝山系などの山岳地帯を除いては、おおむね関東平野から続く平坦な土地となっている。また、日光国立公園に代表されるような山岳、高原、湖沼、温泉や平地林などの自然環境や、農村の田園風景、世界遺産に登録された「日光の社寺」をはじめとする多くの歴史的・文化的遺産など多くの観光資源にも恵まれている。

気候は、内陸的な気候であり、夏は高温多湿で、雷雨が多く発生する地域としても全国的に有名である。冬は乾燥した晴天が続き、雪はほとんど降らない穏やかな気候である。年間平均気温は 14.9℃、年間降水量は 1,867.5 mm である（出典：宇都宮地方気象台令和元年度データ）。

土壌条件を見ると、火山灰土の分布割合が多く、本県における土壌分類調査の結果によれば、県内全域の台地上に主に分布する多湿黒ボク土壌と県央県南部の沖積地に分布する灰色低地土壌が水田全体の約 80% を占めている。県中央部以南の丘陵地及び台地等に多く分布する黒ボク土壌が畑・樹園地全体の約 80% を占めている。

河川については、代表的な鬼怒川は県央部を南流して、渡良瀬川は、群馬県境付近を東南東へ流れた後、ともに利根川に入り、那珂川は、東折して茨城県に入り、那珂湊に注いでいる。現在、県内 10 圏域（那珂川水系 5 圏域、利根川水系 5 圏域）において河川整備計画が策定される等、河川整備が行われている。

交通条件について見ると、県を南北に貫く形で東北縦貫自動車道、国道 4 号、新 4 号国道の広域幹線道路が通り、東西には、北関東自動車道と国道 50 号が県央部・県南部と茨城県、群馬県を結んでいる。また、県都宇都宮から東京まで約 1 時間で結ぶ東北新幹線が県を南北に貫き県北地域（那須塩原駅）、県央地域（宇都宮駅）、県南地域（小山駅）から全国主要都市へのアクセスも容易となっている。さらに、今ある高速道路の有効活用や地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するためスマートインターチェンジの整備が進められている。

土地利用の状況を見ると、県土の約 54% を森林、約 19% を農地、約 8% を宅地が占めている。耕地面積のうち約 78% を水田が占め、また、荒廃農地の割合は、全国に比べ低い、その中でも平地農業地域と比較し中山間地域における割合が高くなっている。

栃木県の総人口は平成 17(2005)年には過去最高の 201 万人に達したが、その後、減少に転じている。

なお、販売農家数は平成 2（1990）年には 78,417 戸であったが、令和 2（2020）年には 32,008 戸と約 4 割にまで減少している一方で、経営規模 10 ha 以上や農産物販売金額が 1,000 万円以上の農業経営体の割合が増えるなど、経営の大規模化が進んでいる。また、基幹的農業従事者数も令和 2（2020）年に 42,855 人と平成 2（1990）年と比較して 6 割以下に減少し、65 歳以上の割合が約 7 割を占めるなど農業従事者の減少と高齢化が一層進んでいる。

本県農業は、農業技術の進歩、農業生産基盤の整備等により生産性の向上が図られるとともに、多くの意欲的な生産者の努力や創意工夫により、多様な農産物がバランス良く生産される、地域を支える重要な産業として発展している。

農業生産の動向を農業産出額から見ると、2,800億円前後で推移している。また、近年は収益性や需要の変化などを踏まえた生産構造への転換が図られ、園芸と畜産の割合が高まっており、平成30年の産出額の構成割合では、米、麦、大豆などの土地利用型作物が27%、園芸が34%、畜産が38%となっている。人口減少や食の多様化等に伴う米消費の更なる減少が懸念されていることや国産野菜の需要が高まっていることから、本県耕地面積の約8割を占める水田において、需要の高い園芸作物の更なる生産拡大を図るなど収益性を高めていく必要がある。

このように農業は本県の基幹産業の一つとなっているだけでなく、安全・安心な食糧の供給源であり、その持続的な生産活動を通じて洪水の防止や水源のかん養など、人の生活に欠かせない多面的な機能を維持する重要な役割があることから、今後も優良農地を確保することを前提とした上で、土地需要に適切に対処し、県土の均衡ある発展を期するべく、長期的視点に立ってその地域の特性に合った土地利用を促進する。

地域区分については、経済・社会的な諸条件を踏まえ、県の農業振興事務所の管轄区域を単位として設定する。

(1) 県北地域（那須管内、塩谷南那須管内）

この地域の人口は、県全体の約2割であるが、地域のほぼ中央をJR東北本線、東北新幹線、国道4号及び東北縦貫自動車道が縦貫し、南東部にはJR烏山線が走っており、交通アクセスに優れ、近年都市化が進展している。

製造業、商業・サービス業の各分野においては、豊かな自然や東北地方との近接性などの立地環境を生かした企業誘致の推進が求められている。

地形的には、北部に那須連山、東部には茨城県境に位置する八溝山系と山間部が多く、南部には平坦な土地が広がっている農村地域である。農家の経営規模も他地域に比べ大きな地域である。米麦のほか、ねぎやうど等の露地野菜、いちご、トマト、アスパラガス等の施設野菜や、きくなどの花き、さらにはなしをはじめとする果樹の栽培が盛んである。

また、那須連山や八溝山系を有し、酪農、肉用牛を中心とした畜産が盛んな地域である。

一方、この地域は、大規模な国営の鬼怒川中部かんがい排水事業や那須野原総合農地開発事業、塩那台地総合農地開発事業が実施されるなど、農業生産基盤が整備された広大な農地が存在しており、生産性の高い大規模な土地利用型農業の展開が可能な地域でもある。

そこで、この地域では、米、麦、大豆、酪農、肉用牛、施設園芸等を基幹とした安定的な経営と需要に対応した農業生産の確立を目指し、米、麦、

大豆の土地利用型作物の省力化を基調としてほ場整備を中心とした農業生産基盤の整備を行う。また、農地中間管理機構等との連携による農地の集積・集約化を図り、経営規模の拡大や土地利用型経営体に対する園芸作物の導入を推進する。畜産については、水田を最大限に生かし耕種農家との連携による飼料作物や稲WC S等の生産拡大、良質堆肥の有効利用を推進しながら、飼料作物の生産基盤の確保による飼料自給率の向上に努める。

このような観点から、都市計画等との調和を図りつつ県北地域に展開する農用地を確保する。

(2) 県央地域（上都賀管内、河内管内、芳賀管内）

この地域は、県庁所在地である宇都宮市を中心に、人口及び面積が本県の約半数を占め、県土の発展の重要な拠点としての役割を担っている。

南北に、JR東北本線、東北新幹線、新4号国道、東北縦貫自動車道が通り、宇都宮市から西にはJR日光線、東武日光線、日光宇都宮道路、南部には東武宇都宮線、真岡鐵道真岡線、北関東自動車道、北西部には野岩鉄道会津鬼怒川線、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線が走っているほか、宇都宮市を中心にバス路線も整備され交通条件は良好である。

また、この地域は、宇都宮市を中心として、都市化、工業化が進展してきた地域であり、今後とも本県の中核的地域として更に産業と人口の集中が予想され、製造業、商業・サービス業の各分野においては、宇都宮市をはじめ各市町の優れた立地環境を生かした非農業的土地需要が増加していくものと考えられるが、快適な生活環境に恵まれた都市としての開発を計画的に進める必要がある。

地形的には、東部茨城県境に展開する八溝山系沿い及び県西部の日光連山のほかは、地域全体がほぼ平坦な地域であり、米麦のほか、いちごやトマト、にら、なす、きく、なし等に代表されるような園芸作物の栽培が行われ、また、北西部の山岳地帯では、ほうれんそう等の高冷地野菜の栽培が盛んである。

農業条件について見ると、この地域は、国営の鬼怒川中部、鬼怒中央、芳賀台地かんがい排水事業により、農業水利は整備され、他地域に比べ、地形、団地性ととともに比較的優れている。また、河内、芳賀管内については、ほ場整備も進み農地の集積が進んでいる。整備が遅れている上都賀北部地域、区画が小さいため再整備が必要な上都賀南部地域では、今後、ほ場整備を重点的に行い、農作業の効率化を図る必要がある。東部の八溝山系沿いは、農用地開発公団営八溝西部広域農業開発事業により農業生産基盤の整備が行われたことから、農地の有効利用など優良農地の維持に十分配慮すべき地域でもある。

そこで、この地域では、米、麦、大豆の土地利用型作物の省力化を基調としてほ場整備を中心とした農業生産基盤の整備を行い、農地中間管理機構等との連携による農地の集積・集約化による経営規模の拡大を推進す

る。また、土地利用型経営体等への園芸品目等の導入を促進し、米、麦、大豆、施設園芸等を基幹とした安定的な経営と需要に対応した農業生産を推進する。

畜産については、飼料用米や稲WCS等の生産強化と耕種農家との連携による良質堆肥の有効利用を推進しながら、飼料作物の生産基盤の確保による飼料自給率の向上に努める。

このような観点から、都市計画等との調和を図りつつ県央地域に展開する農用地を確保する。

(3) 県南地域（下都賀管内、安足管内）

この地域は、県の南部から南西部に位置する下野市、小山市、栃木市、佐野市、足利市の5市を中心として、人口は全体の約4割近いものの、総面積は3地域の中で最も狭い。

南北軸としてJR東北本線、東北新幹線、東武宇都宮線、東武日光線、東北縦貫自動車道、新4号国道があり、東西軸としてJR両毛線、北関東自動車道、国道50号があるなど交通アクセスに恵まれ、首都圏との連携に優れている。

農業生産面については、温暖で平らな地形を生かした米麦の二毛作が行われるとともに、いちごをはじめ野菜や果樹の生産が盛んな地域であり、近郊農業が展開されている。

県内でも都市化、工業化が比較的早い時期から進展し、製造業、商業・サービス業の各分野においては、東京との近接性や高速自動車道による交通利便性などの地理的優位性を生かした非農業的土地需要が高い地域であるため、農業的土地利用との調整が極めて重要な課題となっている地域でもある。

そこで、この地域では、担い手への農地の集積・集約化や集落営農組織の法人化を促進し、特色ある米麦大豆等の生産支援や、園芸作物の導入による収益性の高い効率的な水田農業の実現に取り組み、土地利用の高度化を積極的に推進するとともに、安定的な経営と需要に対応した農業生産を推進する。

また、畜産については、飼料用米や稲WCS等の新規需要米の生産を通して水田を最大限に活用するなど、耕種農家との連携による良質堆肥の有効利用を推進する。

このような観点から、都市計画等との調和を図りつつ県南地域に展開する農用地を確保する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

令和元年12月31日 現在

(指定予定地域)

(単位：h a)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	所管県事務所
県北地域	矢板地域 (矢板市)	矢板市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 6,415 (農用地面積 3,572)	塩谷南 那須
	塩谷地域 (塩谷町)	塩谷町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,533 (農用地面積 2,805)	塩谷南 那須
	さくら地域 (さくら市)	さくら市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 11,038 (農用地面積 5,593)	塩谷南 那須
	高根沢地域 (高根沢町)	高根沢町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 5,962 (農用地面積 3,943)	塩谷南 那須
	大田原地域 (大田原市)	大田原市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 23,337 (農用地面積 11,338)	那須
	那須地域 (那須町)	那須町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 23,333 (農用地面積 6,265)	那須
	那須塩原地域 (那須塩原市)	那須塩原市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 22,885 (農用地面積 9,538)	那須
	那須烏山地域 (那須烏山市)	那須烏山市のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 16,014 (農用地面積 3,937)	塩谷南 那須
	那珂川地域 (那珂川町)	那珂川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 11,510 (農用地面積 3,518)	塩谷南 那須
地域計	9地域		総面積 126,027 (農用地面積 50,509)	

(指定予定地域)

(単位：h a)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	所管県事務所
県央地域	上三川地域 (上三川町)	上三川町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 4,611 (農用地面積 2,612)	河内
	宇都宮地域 (宇都宮市)	宇都宮市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 24,481 (農用地面積 12,045)	河内
	日光地域 (日光市)	日光市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 13,901 (農用地面積 6,447)	上都賀
	鹿沼地域 (鹿沼市)	鹿沼市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 12,199 (農用地面積 5,650)	上都賀
	真岡地域 (真岡市)	真岡市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 14,069 (農用地面積 8,333)	芳賀
	益子地域 (益子町)	益子町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 7,069 (農用地面積 2,376)	芳賀
	茂木地域 (茂木町)	茂木町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 13,701 (農用地面積 2,288)	芳賀
	市貝地域 (市貝町)	市貝町のうち都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 6,293 (農用地面積 2,063)	芳賀
	芳賀地域 (芳賀町)	芳賀町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 6,442 (農用地面積 3,781)	芳賀
地域計	9地域		総面積 102,766 (農用地面積 45,595)	

(指定予定地域)

(単位：h a)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	所管県事務所
県南地域	壬生地域 (壬生町)	壬生町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 5,159 (農用地面積 2,904)	下都賀
	下野地域 (下野市)	下野市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 6,175 (農用地面積 3,779)	下都賀
	小山地域 (小山市)	小山市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 13,746 (農用地面積 8,036)	下都賀
	野木地域 (野木町)	野木町のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,788 (農用地面積 1,161)	下都賀
	栃木地域 (栃木市)	栃木市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,997 (農用地面積 10,138)	下都賀
	佐野地域 (佐野市)	佐野市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 8,562 (農用地面積 3,824)	安足
	足利地域 (足利市)	足利市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 4,677 (農用地面積 2,216)	安足
地域計	7地域		総面積 57,104 (農用地面積 32,058)	
県計	25地域		総面積 285,897 (農用地面積 128,162)	

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

地域の営農戦略の実現に向けて、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能とし、農地の大区画化による営農の効率化・低コスト化、排水条件の改良による水田の汎用化、担い手への農地集積・集約化等を図るほ場整備や暗きょ排水整備など生産基盤整備を推進する。また、水利用の安定化と合理化及び水田の汎用化やフル活用を図るための用排水施設の整備や農業水利施設の保全管理・更新整備、更に農業用水の水質保全対策を通じて農業生産条件の安定化を図るため農業集落排水施設の整備更新を進める。併せて、水辺や緑地のネットワークの形成など自然環境や美しい農村景観の保全・復元に配慮した快適で活力ある農村地域の整備を推進する。

ア 水田

担い手への農地の集積・集約化に向けて、農地中間管理機構と連携しながらほ場整備や畦畔除去等の簡易な整備によるほ場の大区画化や自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化技術の活用を可能とする基盤整備を推進するとともに、水田の汎用化とフル活用に向けて、用排水施設の整備及び暗渠排水等生産基盤の改良に必要な事業を行う。

ほ場及び農道の整備に当たっては、地形条件や担い手への農地集積に資する耕作条件等を勘案しながら、大・中型の機械化体系が確立し得るよう整備を行うとともに、用排水施設については、用水の安定確保と用水系統に考慮した農地の集約化など合理的な水管理、さらには農地のフル活用に向けて、地下水位を制御して安定的な作物栽培が可能となるよう新たな技術も導入しながら整備を進めていく。

また、農業生産基盤の持続的な機能発揮がなされるよう土地改良区等による保全管理活動の充実を図る。

イ 畑地及び樹園地

農地の集約化を基本として農道の整備、用排水施設の整備、区画整理(区画拡大)など、地域の営農戦略を実現するために必要な生産基盤の整備を推進するとともに、用水源の確保やかんがい施設の整備等により園芸作の生産拡大を図る。

ほ場及び農道の整備に当たっては、大型機械化体系の確立を基本に、地形条件等に応じて、中型機械化体系を視野に入れた整備を行う。

ウ 採草放牧地・草地・飼料畑等

草生の改良を図るとともに、飼料作物生産基盤を整備する。

2 地域別の構想

1 の方向に即応しつつ、農業生産基盤の整備を行うものとするが、地域別の構想は、おおむね次による。

(1) 県北地域（那須管内、塩谷南那須管内）

ア 水田

担い手への農地集積を進める上で、ほ場等の生産条件の整備が必要な地域であるので、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能とする大区画化ほ場整備を中心に農道、用排水施設の整備を推進する。那須扇状地及び鬼怒川東部、箒川、内川、荒川、那珂川流域に展開する水田については、低コスト生産に向けた大型機械化体系の導入を可能とするほ場及び農道の整備を進めるとともに、用水の安定的確保と水田の汎用化や高度利用を図るため、用排水施設の保全管理や更新整備を推進する。また、中山間地域等各河川に沿って分布する水田については、地形条件や担い手等の状況を踏まえ、農作業の省力化を考慮した整備を推進する。

イ 畑地

那須扇状地、那須北部台地の平坦部及び塩那台地丘陵地については、国営土地改良事業である那須野原開拓建設事業や塩那台地総合農地開発事業により確保された農業用水の活用を図りつつ、造成された農用地と既耕地とを一体的に活用するとともに、飼料作物の生産基盤の整備を推進する。

ウ 樹園地

那須北部台地、北西部山間地及び八溝山系沿いに存在する樹園地の団地化を推進する。

エ 採草放牧地・草地・飼料畑

山林原野を活用した草地・飼料畑地の造成整備や草地更新による草生改良を推進する。

(2) 県央地域（上都賀管内、河内管内、芳賀管内）

ア 水田

鬼怒川、田川、五行川、黒川等の沿岸に拓けた平坦で広範な水田地帯については、ほ場整備の進捗率は高いものの、地域の担い手による更なる低コスト生産に向けて、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化技術の活用や大型機械化体系に即応したほ場の整備や再整備を推進するものとし、更に農道、用排水施設の整備を積極的に推進する。また、北西部の整備が遅れている地域のほ場整備を重点的に行い農作業の効率化を図り担い手への農地の集積・集約化を推進する。中山間地域につ

いては、農作業の省力化を考慮し、地域の実情に応じ中型機械化体系を基本としたほ場や農道、用排水施設の整備を推進する。

イ 畑地

鬼怒川東部及び黒川東部周辺の畑地帯を畑作振興の中核地帯として、園芸生産の拡大を可能とするほ場及び農道の整備を積極的に推進する。

また、芳賀台地に広がる畑地帯については、国営かんがい排水事業により用水の確保が図られたことから、高収益作物導入のための基盤の整備を推進する。

ウ 樹園地

鬼怒川東部や芳賀台地に展開する樹園地については、農業生産基盤の整備を推進する。

(3) 県南地域（下都賀管内、安足管内）

ア 水田

ほ場の整備率は比較的高いものの、整備の遅れた地域も存在するため、今後もほ場整備や畦畔除去等による区画拡大や、農道、用排水施設の整備と併せた再整備等により、農地の大区画化や自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化技術の活用を可能とする基盤整備を推進する。

また、頭首工や用排水機場等の基幹的な農業水利施設が既に耐用年数を超過するなど、老朽化が進行していることから、施設管理者や市町と連携しながら施設の計画的な保全管理や更新整備を推進する。

イ 畑地

思川東部を中心とした畑地帯については、大型機械化体系を確立するため、ほ場の区画整理（区画拡大）、農道の整備を推進する。

ウ 樹園地

樹園地については、農業生産基盤の整備と団地化を推進する。

3 広域整備の構想

広域的な農業生産基盤の整備について、本県の農業振興を図るため、その受益地の範囲が市町の区域を越える等広域的に事業を推進することがより効果的なものについては、市町村整備計画と有機的に連携しながら、地域の実情、社会経済等の変化に即応しつつ、農業水利施設の保全管理や更新整備を中心に推進する。

(1) ほ場整備

生産性向上の基礎となるほ場整備では、認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手を育成し農地の集積・集約化を図ることが急務となってい

る。このため、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能とする大区画化ほ場整備などの生産基盤と併せて農地中間管理機構との連携による農地の集積・集約化を推進する。

また、中山間地域においては、平地と比べ不利な生産条件の解消に向けて地域の特性を踏まえ、農作業の省力化を考慮した整備を推進する。

なお、畑地については、地域の営農戦略に基づく有効活用が図られるようほ場整備はもとより、ニーズに即した農道や用排水施設等の整備を推進していく。

(2) 用排水施設の整備及び保全管理

ア 鬼怒川流域

県央を中心とする地域では、五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、中禅寺ダム、湯西川ダム等の多目的ダム築造により、農業用水は安定的に確保されてきた。

また、鬼怒川中部、鬼怒川南部及び鬼怒中央地区においては、国営かんがい排水事業が実施され用水施設の機能向上・合理化が図られているが、造成後相当の年数が経過したことから、施設の長寿命化に向けて適切な保全管理が図られるよう機能診断に基づく更新整備を推進する。

イ 思川流域

思川と巴波川と渡良瀬遊水地に挟まれた地域では、洪水被害の発生防止と管理労力の節減を図るため、国営土地改良事業を導入し、排水系統の再編を行うとともに、施設の改修等を進めていく。

ウ 渡良瀬川流域

渡良瀬川沿岸の佐野市を中心とする低平地帯は、自然排水が困難であることから、機械排水施設の機能維持に向けた適切な保全管理が図られるよう機能診断に基づく更新整備を推進する。

エ 那珂川流域

那珂川の上流地域は那須野原総合農地開発事業等により、農業用水が確保されてきた。

また、益子町、茂木町、市貝町を中心とする芳賀台地は、国営かんがい排水事業により用水が確保されたことから、これに接続する地区内用水施設の整備を推進する。

(3) 農用地の造成

那須地域を中心に、草地開発整備事業による草地、飼料畑の造成を進め、自給飼料生産基盤の拡大と整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、食料の安定供給と収益性の高い地域農業の実現という観点から、一定のまとまりをもって集団的に存在する農地や農業生産基盤整備を行った農地等の優良農地を良好な状態で維持・保全していくことが重要である。そこで、農業を持続的に発展させていくためには、耕地利用率の向上や荒廃農地の発生防止・解消を図り、農地の効率的な利用を促進するとともに、農業が持つ自然循環機能の維持増進による環境と調和した農業の実現を図る必要がある。

特に中山間地域を中心に、野生鳥獣による被害防止に向け、地域ぐるみによる総合的な取組を積極的に支援することで、荒廃農地の発生防止に努め、農用地の保全を図ることが求められている。

また、農業はその生産活動を通じて、生態系や土壌の保全、水質の浄化、酸素の供給のほか、景観の形成など多面的な機能を有していることから良好な状態で農用地等を保全する必要がある。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

各地域の農用地等の保全の基本的方向については、次のとおりである。

ア 県北地域（那須管内、塩谷南那須管内）

この地域は、大規模な農用地の利用が可能な地域であり、農業生産基盤の整備を推進するとともに、認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手への農地の集積や農作業の受委託の促進、新規参入者への農地情報の提供等により、耕地利用率を高め、荒廃農地の発生防止を図る。

また、中山間地域については、過疎化や高齢化の進行、農業従事者や後継者の減少、鳥獣被害等により、荒廃農地の発生率が高く、これまで農業生産によって維持されてきた環境の保全が困難な状況となっている。そこで、農業生産基盤の整備等により生産性の向上を図るとともに、中山間地域等直接支払制度の活用や農村の生活環境の整備、鳥獣被害防止に取り組むことにより、荒廃農地の発生防止や解消、農村環境の維持・保全機能の向上を図る。

更に、地域全体では、適切な保全管理が困難となってきた農地や農業用水路等の地域資源について、多面的機能支払制度を活用し、地域ぐるみでの共同活動により保全を図る。

イ 県央・県南地域

この地域は、非農業的土地需要が多いことから、耕地利用率の低下防止や、農地管理の粗放化に伴う荒廃農地の発生防止に向けて、認定農業者や集落営農組織等への農地の集積・集約化を図るほか、新規参入者への農地情報の提供や市民農園、多面的機能支払制度等を活用し、農地の

保全に努める。中山間地域については、県北地域に準じる。また、農地、農業用水等の保全についても、県北地域に準じる。

2 農用地等の保全のための施策

農用地等としての機能低下を防止するためには、第3の項で述べたような農業生産基盤の整備を図っていくほか、防災施設の整備や土地改良区の運営強化に関する施策を講じる。

また、荒廃農地については、再生作業（障害物除去、深耕、整地等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）など荒廃農地を再生利用する取組や、暗きょ排水等による農地の条件整備等により、復旧・整備を図るとともに、認定農業者等への農地の集積・集約化により、農地の効率的な利用を推進する。

農地や農業用水路等の保全管理については、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組む地域の拡大を図り、多様な主体による協働活動の定着を促進する。

3 農用地等の保全のための活動

農地中間管理機構を通じた認定農業者や集落営農組織等への農地の集積を推進するとともに、人・農地プランや、集落協定に基づく荒廃農地の解消、新規参入者への農地情報の提供など農用地等の機能低下を防止するための活動を促進する。

担い手に集中する農地、農業用水路等の保全管理については、地域力を結集した仕組みづくりを推進する。特に、荒廃農地の発生しやすい中山間地域においては、農業生産を維持するために取り組むオーナー制度や中山間地域農村環境保全基金を活用した農地・農村環境保全のためのボランティア活動を支援し、生産条件が不利な農地の適切な維持管理を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

本県の農業の大きな柱である米・麦・大豆等の土地利用型農業について、経営体質の強化と生産性の向上を図るためには、土地資源の有効利用を基本としつつ認定農業者や法人化された集落営農組織等の担い手への農地の集積・集約化による規模拡大を推進する必要がある。

このため、県下各地域の特性を生かした営農類型への誘導を目標として、人・農地プランに基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業」という。）を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の集積を促進する。また、経営所得安定対策を活用しながら、①作付地の団地化、荒廃農地の解消、裏作の導入等農地の高度利用の推進 ②農作業の共同化、機械の共同利用等作業の効率化 ③耕種農家と畜産農家の連携等による収益性の向上等を促進する。

一方、施設野菜を中心とする集約的な農業については、収穫、出荷等に多くの労働力を要することから、①共同選果やパッケージセンター活用等作業の効率化 ②快適な農作業環境の整備 ③農業労働の支援システムの確立等により規模拡大を推進する。

(1) 県北地域（那須管内、塩谷南那須管内）

ア 本地域は、他の地域と比較して経営規模も大きく本格的な土地利用型農業を推進する地域であり、米、酪農、肉用牛を基幹とした営農類型が主流を占める。

主要な営農類型は、水稻を中心とした個別経営体については、水稻 10.0 h a + 麦 8.0 h a + 大豆 8.0 h a の複合経営、畜産については、酪農は経産牛 100 頭の、肉用牛（繁殖）は繁殖雌牛 50 頭の単一経営を中心とする。

また、水稻を中心とした組織経営体（従業者 3 人）については、おおむね水稻 33 h a + 麦 22 h a + 大豆 22 h a とする。

イ アの目標経営規模を実現するため、次のような対策を講じることとする。土地利用型農業を中心とする大規模な農業経営を推進するためには、高性能な大型農業機械の積極的な導入や、農地中間管理事業による農地集積・集約化を進めるとともに、農業後継者の育成・確保や、認定農業者制度の一層の普及促進、農業制度資金等の積極的な活用を促進する。

水田の耕起、田植、収穫等の基幹作業については、認定農業者又は集落営農組織等による農作業の受委託を促進するとともに、大型の農業機械、施設等の有効利用を図る。

また、家畜排せつ物等を利用した堆肥の円滑な供給を通じて地力の維

持増進を図る。

畜産については、草地、飼料畑の造成整備、飼料用稲など飼料作物の作付拡大等により飼料自給率の向上を図る。

さらに水田のフル活用に向け麦、大豆、飼料用米、飼料作物及び野菜の作付地を団地化して生産性の向上と定着化を推進する。

なお、中山間地域等にみられる荒廃農地等については、その有効利用を図るため小規模な農業生産基盤の整備等を進め、利用条件の改善を図りながら、認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手への集積を推進する。

(2) 県央地域（上都賀管内、河内管内、芳賀管内）

ア 本地域は、県都宇都宮市を中心とした消費地を抱えており、また交通条件にも比較的恵まれているところから、土地利用型農業の形態を保ちつつ、近郊農業も進んでいる地域である。

主要な営農類型は、いちご 0.5 h a、施設野菜（冬春トマト）0.55 h a、花き（鉢物）0.3 h a、畜産については、肉用牛（交雑種肥育）500 頭、養豚（繁殖豚）120 頭等の単一経営、又は、水稻と露地野菜等の園芸作物とを結びつけた複合経営の形態を中心とする。

また、水稻を中心とする土地利用型の個別経営体では、水稻 10.0 h a + 麦 8.0 h a + 大豆 8.0 h a、組織経営体（従業者 3 人）では、水稻 33 h a + 麦 22 h a + 大豆 22 h a とする。

イ アの目標経営規模を実現するため、次のような対策を講じるものとする。土地利用型農業と調和を保ちつつ近郊農業を推進するためには、園芸作物の導入や 6 次産業化による経営の複合化・多角化を図る必要があり、農地中間管理事業による農地の集団化や集落営農組織等の活動促進を図る。ほかは（1）イの県北地域に準じる。

(3) 県南地域（下都賀管内、安足管内）

ア 本地域は、平坦で広大な土地条件を生かした県内最大の米麦二毛作地帯として農業の振興が図られてきた地域であり、首都圏への食料供給基地として、近郊農業が確立されつつある。

主要な営農類型は、いちご 0.5 h a、施設野菜（冬春トマト）0.55 h a、ぶどう 1.2 h a の単一経営、肉用牛（肉専用種肥育）100 頭と稲作等又は水稻と露地野菜等の園芸作物とを結びつけた複合経営の形態を中心とする。水稻を中心とする土地利用型の個別経営体及び組織経営体は、県央地域に準じる。

イ アの目標経営規模を実現するため、次のような対策を講じるものとする。

基本的には（2）イの県央地域に準じることとするが、特に野菜、果

樹の地力の維持増進を図るため、畜産農家との連携により、良質堆肥等を有効利用し、適正かつ積極的な堆肥の施用を促進する。

また、農地の高度利用を促進するため、大区画ほ場の整備、農地中間管理事業による農地の集団化並びに集落営農組織等による農作業の受委託を促進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 県全体の農業近代化施設の整備の基本的方向

本県は、大消費地である首都圏に属し、人、物の交流拠点として優位な地理的条件があり、県内はもとより首都圏への多様な需要への対応や全国へのマーケット展開が可能であるなどの強みや発展可能性を生かし、経営力と技術力による農業生産性の一層の向上と高付加価値化の推進によって、魅力ある産業として農業の持続的発展を目指す。

このため、低コスト生産技術や新品種の普及、経営規模の拡大、分業化、選別やパッケージの共同化、共同利用施設の導入及びその効果的な運用により、効率的な生産体制の確立を促進し、生産性の向上と競争力の強化に努める。

2 重点作物別の農業近代化施設整備の構想

(1) 水 稲

米は、本県農業の基幹作物であることから、消費者、実需者の需要に応じた米の生産を図るため、生産規模等の拡大等による低コスト化の促進や多様な需要に対応できる産地づくりが重要になっている。

このため、地域の核となる土地利用型農業経営体及び生産組織に対し、農地の集積や農作業の受委託を促進し、経営規模の拡大を図る。また、効率的で生産性の高い生産流通体制を確立するため、農業生産基盤の整備と大規模乾燥調製施設等の基幹施設の再編等による有効利用を推進する。

(2) 麦 類

本県は麦の全国有数の産地であるが、今後、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営を確立することにより、需要に応じた良質麦を計画的に生産・安定供給することが求められている。

このため、民間流通の仕組みの中で「選ばれる麦づくり」を進めるため、需要の状況に応じた麦種・品種の作付誘導や新品種の導入を推進し、作付面積の拡大を図る。また、土地利用型農業経営体等への農地の集積や集約化を進めるため、ほ場の大区画化と排水対策等農業生産基盤の整備を推進する。更に、大規模乾燥調製施設等基幹施設の有効活用により、収益性向上のための生産拡大や販売力の強化を図る。

(3) 大豆・雑穀

大豆については、効率的な生産体制を確立するため、土地利用型農業経営体等への農地の集積・集約化、ブロックローテーションを推進する。また、大豆コンバインや大豆共同乾燥調製施設等の整備による省力化・低コスト化を図り、担い手による高品質大豆の安定生産を推進する。

そばについては、地域ごとに在来種の生産が行われ、流通形態も多様化し、統一的な生産・流通体制の構築は難しい状況にある。このため、地域

の特性を生かしながら、生産組織の育成強化により集団栽培や共同集出荷を促進するとともに、適正な調製による品質向上を推進する。

(4) 野菜

野菜生産を巡る環境は、食の外部化に伴う加工・業務需要の増加や輸入野菜の増加、消費者ニーズの多様化、消費者の安全・安心、鮮度に対する要請の高まりなど大きく変化してきており、野菜産地は国内外を含めた新たな競争の時代を迎えている。

このため、生産力の向上や低コスト化、周年供給を目指した高性能生産施設・機械の整備、ICTや最新装置を活用した次世代型の園芸施設の整備を促進するとともに、用途に応じた商品性の向上を図るため高度な選果機能やパッケージング機能、一次加工機能等を備えた集出荷施設の整備、GAP（農業生産工程管理）による安全性の向上、契約取引等の多様な販売チャンネルの確立など、産地の強化と構造改革を推進し、強い野菜産地の育成を図る。

(5) 花き

花きに対する、消費者ニーズの多様化、産地間競争の激化、農業資材等の高騰、輸入物の増加等生産を取り巻く環境に変化が見られる中、本県における花きの生産は、他の都道府県に比べると施設化率が高く、新たな規模拡大は難しい状況にある。

このため、既存施設での回転率を高めるとともに、簡易な施設でも栽培できる品目を選定し、新規産地の形成を促進するとともに、様々な流通に対応できる集出荷施設の整備や輸送体制の構築を推進する。また、先端技術の活用による低コスト生産体制の確立、消費者ニーズに即応した花き生産の促進並びに消費宣伝対策にも努める。

(6) 特用作物

かんぴょう、こんにゃく、たばこ、養蚕等については、消費指向の変化による需要低迷、生産者の高齢化、輸入の増加等の影響により、生産・販売環境は厳しい状況にあるが、地域的に重要な作目であることから、立地条件を生かした産地形成を促進する。

このため、優良種の作付推進と技術の高位平準化を図るとともに、経営の合理化を進め、併せて地域の創意工夫を生かした農商工連携による商品づくり等高付加価値化を促進する。

(7) 果樹

近年、果樹の需要は、漸減傾向にある中で、消費動向は、少量多品目や高級指向の高まりなど多様化している。

このため、需要に見合った果樹生産の推進、活力ある果樹産地の育成強化、更に果実の需要拡大の推進を基本とした「栃木県果樹農業振興計画」

に基づき、産地の構造改革を推進し、担い手の明確化、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産・販売など需要対応力の高い果樹産地を目指す。

また、生産性の高い園地の整備を促進するため、適地適作の推進や老木園の改植を進めるとともに、未収益期間短縮の早期成園化技術や高品質果実の省力的生産技術としてジョイント栽培等の導入を推進する。

更に、集出荷体制については、糖度や生理障害等の内部品質を非破壊で選別できる高性能な選果施設の整備促進を図り、品質保証された果実の安定的な供給により有利販売を進める。

(8) 畜産

畜産経営は、規模拡大等により経営の合理化が進められているが、より一層の生産性の向上を図るため、経営規模に応じた飼料生産基盤の整備拡大、効率的な飼養管理、飼料作物生産利用機械・施設の整備を促進する。

なお、混住化の進展が進み、より一層の家畜排せつ物の管理の適正化と利用促進を図るため、耕種農家のニーズに即した良質堆肥生産を行い、耕畜連携を強化することで、堆肥利用の拡大と資源循環を促進する。

ア 大家畜

乳用牛、肉用牛については、飼料基盤の整備拡大と併せ、飼養管理技術の高度化や受精卵移植技術等の活用による家畜の改良増殖、ICTを活用した省力化・効率化施設・機械の整備により適正な飼養規模を確保し、経営の合理化を図る。

更に飼料自給率の向上を図るため、草地・飼料畑の造成整備、水田をフル活用した飼料用稲等の飼料作物生産、稲わら等の利用を推進する。

なお、効率的な生産を促進するため、飼料作物生産利用機械・施設の整備を図るとともに、共同利用化、農作業の受委託を促進する。

イ 中小家畜

豚、鶏等の中小家畜については、豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザの特定家畜伝染病の発生により、畜産経営のみならず、地域全体に甚大な経済的被害を及ぼすことから、省力的かつ効率的な飼養管理体系の構築と併せて、バイオセキュリティの向上を図るため、近代的な飼養管理施設機械の整備を促進し、総合的な家畜防疫体制の構築により生産の効率化及び経営の安定化を図る。

また、飼養頭数について適正な飼養規模を確保し、家畜排泄処理施設による良質な畜産物の生産を促進する。

3 地域別整備の構想

(1) 県北地域（那須管内、塩谷南那須管内）

この地域の農業は、広大な水田地帯を有していることから、米・麦・大豆の土地利用型農業や畜産、園芸等を中心に振興するものとし、農業近代化施設の整備の方向は第6の2を基本として進めるものとする。

特に、本県の米主産地としての地位を確立するため、担い手や生産組織の育成を図るとともに、大規模乾燥調製施設等の再編利用を進め、生産の合理化と需要に応じた品質、供給量を確保する。

また、大規模な水田を生かして機械化一貫体系による露地野菜の推進や、施設園芸も含めた野菜・果樹・花きの生産性の向上を図る。

更に、畜産については、草地・飼料畑の積極的な造成整備と既存農用地の土地利用の高度化を促進し、飼料基盤に立脚した大規模畜産経営を確立する。また、飼料作物生産利用機械・施設の整備と共同利用、作業受委託等による生産性の高い畜産経営の確立を図るとともに、耕種農家等のニーズに即した堆肥の生産施設・機械の整備などを進め堆肥利用の拡大を図る。

(2) 県央地域（上都賀管内、河内管内、芳賀管内）

この地域の農業は、近郊農業として集約的な経営を推進し、施設野菜、果樹、花き等の園芸作物を中心に産地の維持拡大と水稻、畜産の合理化を推進することとし、農業近代化施設の整備の方向は第6の2を基本として進めるものとする。

特に、野菜については、いちご・トマト・にら等の施設野菜の拡大や、なす・たまねぎ等の露地野菜の生産力向上を図るために、施設の高度化や作業の機械化等を進める。なしについては収益の安定化を図るために老木樹の更新を進めるとともに、早晩生品種の導入拡大と施設栽培とを組み合わせ、品種特性を活用した長期出荷体制を確立する。

また、水稻については、生産組織の育成を図り、農作業の受委託等による生産の合理化や低コスト化を促進するため、大規模乾燥調製施設等の再編利用を進める。

更に、畜産については、養豚、肉用牛肥育を中心に振興を図り、適正な飼養規模による計画的な畜産経営を確立するとともに、堆肥の生産施設・機械の整備などを進め、耕種農家と連携した堆肥利用の拡大を図る。

(3) 県南地域（下都賀管内、安足管内）

この地域の農業は、近郊農業として集約的な経営と米麦二毛作による土地利用型作物の生産を推進することとし、施設野菜、花き、果樹等を中心に産地の維持拡大と効率的な生産体制の整備を図るとともに、米、麦、大豆については生産の合理化を推進する。これらに対する農業近代化施設の整備の方向については、第6の2によるもののほか、おおむね県央地域に準じて整備する。

特に、飼料用米の生産拡大に対応した大規模乾燥調製施設等の再編・利用や、園芸産地の需要対応力を強化するための集出荷施設等の整備を図る。

また、畜産については、肉用牛肥育を中心に、適正な飼養規模による計画的な畜産経営を確立するとともに、堆肥の生産施設・機械の整備などを進め、耕種農家と連携した堆肥利用の拡大を図る。

4 広域整備の構想

広域的な農業近代化施設の整備については、その受益の範囲から、農協の広域合併等を踏まえた広域的な見地から整備を図ることがより効果的なものについては、市町村整備計画と有機的な連携を保ちつつ、地域の実情、社会経済等の変化に即応したものとなるよう積極的に推進する。

(1) 園芸作物等基幹施設の整備

首都圏への生鮮食料品の供給基地としての地位がますます重要となるものと予想されることから、共同集出荷等により規格統一を図るとともに、情報販売等に対応した市場優位性を確保するため、育苗施設や集出荷施設の再編・利用を推進する。

(2) 畜産物流通施設の整備

畜産物の流通の合理化を促進するため、集送乳や生乳処理施設の整理合理化を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

本県においては、県農業大学校において高度で専門的な知識・技術習得の教育を行い新規就農者を育成しているほか、「とちぎ農業未来塾」を開設し、Uターン就農者や新規参入者の就農を支援している。併せて、農業に関する様々な情報を提供する農業情報システム「とちぎファーマーズチャレンジネット」を整備している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

魅力とやりがいのある産業としての農業の確立を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の確保・育成が必要である。本県においては、近年、新規就農者は減少しており、本県農業の持続的発展のためには、認定農業者や集落営農組織はもとより、女性農業者や高齢農業者、市町農業公社等の多様な担い手が地域農業を支えることが重要である。このため、青年農業者等が営農技術を習得するための実践農場等の整備を促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

施策を推進するため必要な施設の整備については、次のとおりである。

(1) 農業研修教育関連施設

県農業大学校については、次代の本県農業を担う人材育成に必要な知識・技術が習得できる施設の充実を図っていく。

(2) 女性農業活動支援施設、高齢者農業活動等支援施設

女性の起業活動や高齢者技能の活用を支援するための施設の整備を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 就農準備等に必要な資金手当

新規就農者が農業経営を開始する際の施設の設置、機械購入等に必要な資金を円滑に調達できるよう、青年等就農資金などの各種農業制度資金の活用推進を図る。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

土地利用型農業に取り組む認定農業者等の大規模経営体を育成するため、農地中間管理機構の機能の充実を図りながら、認定農業者等に対する農地の所有権の移転や使用収益権の設定、更には農作業の受委託を促進する。

(3) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

県農業振興事務所、(公財)農業振興公社等において、Uターン就農希望者、新規参入希望者に対する就農準備のための相談活動を行うとともに、円滑な就農のための農業技術・経営、資金、農地等に関する情報提供を充実する。

(4) 農業教育の推進

農業大学校においては、生産現場で実践的な研修など特色ある授業カリキュラムの編成に加え、栽培・飼養技術や農業経営に関する知識の習得を支援し、最先端の生産技術や高度な経営手法を習得した優れた経営者を育成する。また、小学生から高校生等の学校段階に合わせた出前講座や農業体験、SNSの活用などにより、農業の魅力について理解促進を図る。

(5) 都市と農村の交流の推進

農村資源を活用した都市住民等の交流人口の拡大、将来的な移住・定住につながる関係人口(農村ファン[※])の創出・拡大に向けた取組を推進するとともに、農村地域の将来を担う多様な人材の定着を促進し、農村への新しい人の流れの創出による農村地域の活性化を図る。

※交流人口でもなく定住人口でもない農村地域と深い関わりのある都市住民等

(6) 将来的な移住・定住につながる関係人口の創出・拡大

農村地域と継続的に関わる関係人口の創出・拡大に向けて、多様な地域資源を活用し受入体制の強化に取り組む地域組織への支援を行うとともに、地域外から多様な人材が参画できる仕組みの構築を促進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の経済は、本県が豊富な観光資源を有し、また、首都圏に位置するという有利な条件を背景に、農林業、商業、工業及びサービス業が一体となって発展してきた。しかし、本県の雇用情勢は、新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大による企業の業績悪化などにより、厳しい状況にあり、農村においても、高齢化などにより農家人口が減少し、農村地域の活力低下が懸念されている。

近年、新規就農者数は減少しているが、農業法人等に就業するいわゆる雇用就農者は増加傾向にある。新規参入者の経営志向作目は、露地野菜やいちごが多く、土地利用型作物や畜産、果樹・花きでは少ない状況となっている。

また、農産物の生産・加工・販売など6次産業化の取組を見ると、農産物の直売、加工や観光農園、農村レストランなどに取り組む経営体数は近年横ばい傾向にある。

このため、本県においては、農業生産基盤及び近代化施設等の農業生産条件の整備と併せ、人・農地プラン等の集落の話し合いを通じて認定農業者の規模拡大や集落営農組織の再編・合併、新たな法人の設立を促進するとともに、これら担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、水田等を活用した野菜産地への転換を図り、生産・加工・販売（6次産業化）に取り組む水田複合農業を推進し、農業従事者の安定的な就業や若年層の農業就業を促進する。

併せて、グリーン・ツーリズムに取り組む地域組織等のネットワーク化による新たなビジネスモデルの構築を促進し、農村での新たな所得機会の確保を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の基本的目標を踏まえ、以下の取組を推進し、農村地域における就業機会の確保を図る。

(1) 新たな産地づくりの推進

区画整理やかんがい施設など、地域のニーズに応じた畑地帯等の基盤整備を推進し、外食産業などの加工業務需要に対し安定的な対応ができる露地野菜の生産拡大を進める。

(2) 経営の複合化等の促進

園芸作物の導入による周年雇用を生み出すモデル経営体の育成や米加工や乳製品加工など6次産業化等の取組を支援し、経営の多角化や水田農業への園芸作物の導入による経営の複合化を促進する。

(3) 就農定着に向けた支援の充実

遊休経営資源（農地、機械、施設、樹園地、畜舎等）の円滑な継承に向けた取組の支援や新規就農者に対する施設等のリースによる初期投資の軽減、経営が安定するまでのキャリアアップ等を支援するとともに、雇用就農の受入体制の整備を進める。

(4) 小さな拠点づくりの推進

農産物直売所等での集荷や配食などサービス機能の強化や、農産物直売所等の交流拠点施設の農業・農村体験機能の強化など、地域住民や都市住民のニーズに対応できる小さな拠点づくりを推進する。

(5) 農村地域での新たな所得機会の創出

地域特産品の生産や地域資源を生かした交流ビジネス等を支援するとともに、個々の取組が連携した地域全体で稼ぐ活動を促進し、農村での新たな所得機会の確保を図る。また、農業体験や農家民泊等を組み合わせたグリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村の交流を促進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農業・農村は、食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観の形成など様々な機能を有しており、それらは、集落の中で長年にわたり受け継がれてきた地域の共同活動や様々な地域資源を生かしたコミュニティ活動によって守られてきた。しかしながら、人口減少や高齢化の急速な進行に伴い、農村集落における共同意識の希薄化や共同活動の減少による集落機能の低下が顕在化している。

このような中で、農業従事者のみならず、誰もが安心して農村地域に住み続けられるよう、快適な生活環境と定住条件の確保を図るための集落道や防火施設、農業集落排水施設などの生活インフラの整備・保全を行い、住みよい農村環境づくりを推進していくことがますます重要となっている。

加えて、今後、こうした生活インフラの老朽化等に伴う改築・更新の増加が見込まれていることから、機能強化対策や長寿命化に向けた保全対策を計画的に進めていく必要がある。

また、農業生産基盤の整備に当たっては、生産性の向上に加え、農業従事者の安全性にも配慮した生産基盤づくりの推進を図るとともに、工事による環境への影響を可能な限り回避・軽減するなど、地域の生態系や農村景観への配慮が求められている。

2 生活環境施設の整備の構想

安心して農業や生活ができる住みよい農村環境づくりに向けて、農業生産基盤と合わせた生活インフラの整備・保全を推進するとともに、農業者の安全性に配慮した基盤づくりや生態系、農村景観に配慮した基盤整備を進めていく。

(1) 利便性・快適性を高める農村生活環境の整備・保全

農村生活の利便性を改善する農業集落道や安全性を高める集落防災安全施設[※]等の整備を推進するとともに、生活環境を向上する農業集落排水施設の整備や施設機能の保全対策を促進する。

[※] 農業集落の防災と安全を図るために必要な土留防護柵や排水工、水路防護施設、防火水槽などの施設。

(2) 安全性に配慮した生産基盤の整備

法面の緩勾配化や水路の暗渠化など、農業従事者の安全性にも配慮した省力で使いやすく人にやさしい生産基盤づくりを推進する。

(3) 豊かな農村環境の維持・保全

農家、地域住民、環境に関する有識者等で構成される「環境配慮検討会」での検討結果を踏まえ、地域の生態系や農村景観に配慮した農業生産基盤整備を推進する。